

所得税関連の税制改正のポイント

※平成32年分（2020年分）以後の所得税について適用されます。（財務省広報パンフレットより抜粋）

（1）給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



（2）給与所得控除の適正化

給与所得控除については、勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきています。

今回の改正でも、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げます。ただし、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	給与等の収入金額	給与所得控除額
改正前		改正後	
162.5万円以下	65万円	162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40%	162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円	180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円	360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円
1,000万円超	220万円	850万円超	195万円

（3）公的年金等控除の適正化

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げます。

（4）基礎控除の適正化

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとします。

2022年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に変わります。

・2022年4月1日に18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となります。
現在、未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が、次のようになります。



生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生れ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

・何が変わるのか、私たちの暮らしにどのような影響もたらされるのか、今から心構えをしておきましょう。

《成年年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの》

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと(これまでとかわらないこと)
◆親の同意がなくても契約できる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許など国家資格を取る ◆結婚 - 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通運転免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能	◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

※成人式は今後、関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめ、各自治体が実情に応じた対応ができるよう取り組んでいく予定です。
※養育費は、子供が未成年であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものなので、子供が成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うことになります。

職場から
健康づくり始めませんか



ラジオ体操のインストラクターを派遣します!

講習会のご希望がありましたら、お気軽にご連絡ください。

ラジオ体操には次のようなメリット、効果があります♪

- ①短時間で全身運動(酸素運動と無酸素運動)が同時にできる
- ②時間あたりのカロリー消費量が多い
- ③運動の基本的な動きがすべて含まれている
- ④すべての動きが、ケガをしない安全な動きで作られている
- ⑤性別、年齢を問わず、幅広く実施可能である

効果を十分得るためには
自己流ではなく、
動きのポイントを押さえて
正しく行う必要があります

◆派遣インストラクター

NPO法人全国ラジオ体操連盟公認の1級または2級ラジオ体操指導士

◆実施内容

ラジオ体操(第1・2)の正しい動きについて実技指導(30分～1時間)

◆場 所

事業所内の会議室、ホール、駐車場等

ラジオ体操の効果的な方法を習得し
健康で美しい体づくりを目指しましょう!!

「みんなラジオ(みんなでラジオ体操)推進隊」募集中!

ラジオ体操CDと「みんなラジオ」ノボリ旗を進呈します。

お申込み・問い合わせ先

福井県坂井健康福祉センター 福祉健康増進課
〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17
TEL:0776-73-0609 FAX:0776-73-0673

使用者も、労働者も、
必ず確認、最低賃金。

最低賃金の改定

福井県最低賃金

時間額 **803円**

(効力発生日 平成30年10月1日)

福井県最低賃金は福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。ただし、下記業種に該当する労働者とその使用者については、該当する産業別最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

- ・紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 … 時間額 **804円**
- ・繊維機械、金属加工機械製造業 … 時間額 **859円**
- ・電気機械器具製造業 … 時間額 **840円**
- ・百貨店、総合スーパー … 時間額 **810円**

(効力発生日 平成30年12月24日)

※通勤手当・家族手当・精皆勤手当・時間外手当等は含まれません。
詳しくは、福井労働局 労働基準部 賃金室(電話0776-22-2691)までお問い合わせください。

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248